

第 16 回公益通報者保護専門調査会において  
ご議論いただきたい論点（概要）

平成 30 年 6 月 28 日  
消費者委員会事務局

【テーマ】 ①公益通報者の保護救済の充実及び不利益取扱いの抑止  
②その他の論点

【論 点】

1. 不利益取扱いが通報を理由とすることの立証責任の緩和  
〈問題の所在〉

現行法では、通報者が保護を受けることができるのは「公益通報をしたことを理由として」解雇その他の不利益取扱いを受けた場合に限られるが、かかる事実の立証責任の所在について、特段の定めは置かれていない。

そのため、民事訴訟においては、証明責任の一般的な原則（すなわち、各当事者は、自己に有利な法律効果の発生を基礎付ける要件事実について証明責任を負うとの原則）に従い、不利益取扱いが「公益通報をしたことを理由として」行われたことについては、解雇その他の不利益取扱いが無効ないし違法であることを主張する通報者側が立証する必要がある。

- \* 立証責任の緩和を法律上規定することの是非
- \* 立証責任を緩和する規定を設けるとした場合の内容
  - ・ 規定の効果
    - － 立証責任の転換
  - ・ 規定の要件
    - － 通報から不利益取扱いまでの期間の考慮
    - － 対象とする不利益取扱いの種類
    - － 不利益取扱いの兆候の考慮

2. その他の論点

(1) 通報行為に伴う損害賠償責任

〈主なご指摘〉

公益通報に正当な目的がある場合には、公益通報をしたことに関して損害賠償請求を制限することも検討することが必要ではないか。

(2) 通報行為に伴う刑事責任

〈主なご指摘〉

公益通報に正当な目的がある場合には、公益通報をしたことに関する通報者の責任の減免や、守秘義務の免除等も検討が必要ではないか。

(3) 通報者の探索及び通報妨害

〈主なご指摘〉

通報者保護のため、通報妨害や通報者の探索を禁止する規定を設けるべきではないか。

(4) 通報の促進策

〈主なご指摘〉

問題行為を発見したときに、通報することを義務化する（努力義務）という論点もあり得るのではないか。

(5) 濫用的な通報への対応策

〈主なご指摘〉

通報制度を濫用する者が出てくると、通報制度が使われなくなるリスクがあり、濫用者への対策も議論が必要である。

(6) 通報対応の迅速化

〈主なご指摘〉

海外では、適時性、タイムリーな対応が求められているが、日本の公益通報者保護法にはそうした視点があまりない。事業者の不正について、通報があっても悠長に対応していると、2次被害、3次被害に発展していくため、適時性の観点から規制の在り方について議論が必要である。

(7) 通報者へのフィードバック

〈主なご指摘〉

通報者本人の希望も確認しながら、情報のフィードバックを義務化することも検討すべきではないか。

以 上